乳腺外科医師えん罪事件

国民は最高裁に注目しています!

事件そのものがありません

女性患者のベッドは病室出入り口からすぐの左側

この事件は、2016 年5月 10 日、東京都足立区の柳原病院で乳腺腫瘍の摘出手術をした外科医師が、女性患者から「わいせつ行為をされた」と訴えられたものです 。患者は手術時に全身麻酔をしており、「被害」を訴えたのは術後約 30 分のことでした。外科医師は、一貫して無実を訴えています。

一審の東京地裁は外科医師に無罪判決を言い渡しましたが、2020 年7月 13 日、東京高等裁判所（朝山芳史裁判長）は、東京地裁の無罪判決を破棄し、外科医師に対して懲役２年の実刑判決を言い渡しました。

恣意的解釈の東京高裁判決

●一審で断罪されたずさんな科捜研の鑑定を不問にした

診察（触診）をした執刀医のＤＮＡが患者から検出されるのは当然です。だからこそ証拠となる鑑定は科学的でなければなりません。ところが警視庁科学捜査研究所の証拠は、９カ所も消しゴムで消して書き直した跡のある鉛筆書きのワークシート（作業記録）１枚のみ。ＤＮＡ量を証明するＤＮＡ抽出液やＤＮＡ増幅曲線は廃棄され、検証は不可能。このような鑑定は警視庁の内部通達にも違反します。ところが東京高裁は科捜研の鑑定は科学的厳密性がなくても信用できるとしました。

●医学を否定、せん妄の専門家証言を排除

せん妄の専門家は「性的幻覚は記憶に残りやすい。せん妄状態でも手続き記憶によりＬＩＮＥを打つことは出来る。せん妄の国際基準（ＤＳＭ－５）に当てはめて診断し、女性患者は術後せん妄の状態で幻覚を見ていた可能性がある。」と証言しました。しかし東京高裁は医学的根拠をないがしろにして、自らせん妄の専門家でないと明言した検察側推薦の精神科医の私的な意見を採用しました。

●有罪に都合のよい証言だけを採用

東京高裁は、女性患者の訴えは「具体的で迫真性にとみ、供述の一貫性がある」として認めました。一方で東京地裁が事実認定している女性患者の「ふざけんな、ぶっ殺してやる」との言動を聞いた看護師の証言を、カルテに記載がない、病院関係者なので信用できないと排斥しました。同室患者の「女性はフロア全体に聞こえるような大声を出していた。お母さん助けてとは言っていない」との証言を黙殺しました。東京地裁が当事者の証言を直接聞いたうえで、見極めた事実認定を、書面を読んだだけの高裁が憶測で覆すことは許されません。

１審無罪判決

●東京地裁は、女性患者が手術後、麻酔から覚醒する際にせん妄に陥りやすい状態であったこと、せん妄に伴って幻覚を見ていた可能性は十分あることから、女性患者の証言を肯定するには証明力の強い補助証拠が必要であるとしました。

●女性患者の左胸から「アミラーゼと外科医師のＤＮＡが検出された」結果に対して東京地裁は、手術前の触診等で付着した可能性を「排斥できない」としました。科捜研に対しては、ワークシートが鉛筆書きだったことやＤＮＡ抽出液を廃棄したことについて、「検査者としての誠実さに疑念がある」と批判しました。そのうえで科捜研の鑑定がたとえ正しくても女性患者の証言を補強する証明力は十分ではないとしました。

●女性患者の被害の訴えについて、東京地裁判決は「麻酔覚醒時のせん妄の影響を受けていた可能性がある」として、信用性に疑問があるとして、外科医師に無罪判決を言い渡しました。

そもそも事件は、なかった

●常識的にあり得ない環境

病室は４人部屋で満床、女性患者のベッドは常時開放されている病室出入口からすぐの左側。
ベッドは床から 35 センチ開いているカーテン１枚で仕切られているだけ。
病室に医師・看護師が頻繁に出入りしており、外科医師は２回ベッドサイドで看護師と会っている。
２度目の訪室時にはカーテンの外に母親がいた。

●物理的にも不可能

患者のベッドは術後看護のために高く固定され、転落防止のベッド柵が３本装着されていた。
身長 165 センチの外科医師が、柵を乗り越えない限り、「犯行」は不可能。
外科医師は手術着を着ており、ズボンは紐で縛るタイプで、紐をほどかないと自慰行為は不可能。

外科医師が着ていた
手術着の構造

えん罪を確定させてはならない

●日本医師会はじめ、医師・医療従事者が怒りの声「医療崩壊が起きる」と警鐘

日本医師会は高裁判決について、「極めて遺憾。全力で支援する」と表明しました（7月 15 日記者会見）。「病院関係者だから信用できない、カルテに記載がなければ認めない」と医療現場の実態を無視して患者の訴えのみで有罪になるようでは「日常の診療行為ができなくなる」と全国の医療関係者が懸念の声をあげています。ひいては患者の生命や健康に損害を及ぼしかねません。

●司法がこれまで積み上げてきた判決に至る手続きに水を差すものです

一審では14回の期日間整理手続きを経て、13回の公判の後に結審しました。そこで明らかになった事実に基づいて、東京地裁は無罪判決を言い渡したのです。東京高裁はせん妄についてのみ、検察官・弁護団それぞれに専門家証人を推薦させました。しかし高裁で証言したせん妄の専門家は弁護側の１人でした。DNA・アミラーゼに関する新たな証拠の提出は求めませんでした。それにもかかわらず、論拠も示さず「論理則、経験則に照らして」との文言で、一審の無罪判決を覆すことが許されれば、日本の司法において科学的証拠や専門家としての見解に関係なく、裁判官が自分の感性だけで有罪判決を下せることになり、とても恐ろしいことと言わざるを得ません。

私たち外科医師を守る会は、東京高裁判決が１日も早く破棄され、通常の医療行為をしただけの外科医師のえん罪を晴らし、医師の仕事と生活を取り戻すとともに、日本の司法が事実にも科学にも反する判決で、えん罪を繰り返すことのないよう、無罪判決を何としても勝ち取りたいと考えます。そのためにもより一層広範なみなさんのご支援・ご協力を改めてお願いいたします。

みなさんのご支援を！

❶最高裁判所宛「高裁判決を破棄し、無罪にしてください」の個人署名にご協力ください
❷外科医師を守る会への会員登録をお願いします
❸集会の開催や各種集まりで訴えさせてください
❹「無罪を勝ち取るための支援基金」へのご協力をお願いします。

振込先　外科医師を守る会（ゲカイシヲマモルカイ）
ゆうちょ銀行　店名　〇五八（ゼロゴハチ）　店番　058　普通預金　7045221
＊郵便局から振込みの場合　記号　10510　　番号　70452211
連絡先：外科医師を守る会
ホームページ：https://gekaimamoru.org/

https://gekaimamoru.org/